

船舶事故等調査報告書

平成25年7月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012仙第58号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年11月5日 04時00分ごろ
発生場所	宮城県石巻市田代島西方沖 石巻市所在の二鬼城崎灯台から真方位225° 2.4海里（M）付近 （概位 北緯38° 17.0′ 東経141° 22.9′）
事故等調査の経過	平成24年12月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第五石田丸、103トン 140353、株式会社石田丸漁業 B 引船 辰甲丸、103トン 129213、株式会社丸辰商会 C 台船 あさひ、全長63.9m なし、株式会社近藤海事
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） 一等航海士A、五級海技士（航海） B 次席一等航海士B、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 船首外板に凹損 B なし C 船尾外板に凹損
事故等の経過	A船は、船長A及び一等航海士Aが船橋当直に就き、航行中の法定灯火を表示し、宮城県石巻港へ向けて針路約320°（真方位、以下同じ。）、約12ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵として航行した。 船長Aは、平成24年11月5日03時50分ごろ、12M及び24Mレンジとした2台のレーダー及び目視で正船首方を先航しているB船を初認したが、B船がえい航しているC船を視認できなかった。 一等航海士Aは、6,000mレンジとしたもう1台のレーダーで2隻の映像を初認したが、C船の法定灯火を視認できなかった。 船長A及び一等航海士Aは、視界が良かったので、以後、共に目視のみで見張りを続け、03時59分ごろ船長AがC船に気付いて機関を後進にかけたが、04時00分ごろ、田代島西方沖において、A船の船首部とC船の船尾部とが衝突した。

	<p>B船は、次席一等航海士Bが単独で船橋当直に就き、C船をえい航して引船列（以下「B船引船列」という。）を構成し、B船及びC船共に航行中の法定灯火の表示を行い、石巻港へ向けて針路約320°、約3～4knの速力で自動操舵として航行中、次席一等航海士Bが、正船尾方から接近するA船に気付かず、同じ針路及び速力で航行を続け、A船と衝突した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視程 約10km 海象：波向 北、波高 約1～1.5m 日出時刻：06時04分ごろ</p>
その他の事項	<p>A船は、本事故当時、レーダーを3台作動させ、レンジを6,000m、12M及び24Mにそれぞれ設定していたが、接近警報を切っていた。</p> <p>B船引船列は、B船の船尾から出したえい航索（直径90mm、長さ約300m）とC船の船首両端から出した2本のワイヤ（直径35mm、長さ約20m）とをシャックルで連結していた。</p> <p>C船は、法定灯火に加え、左右両舷の船首尾端4か所にそれぞれ小型標識灯を表示していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、田代島西方沖において、B船引船列を正船尾方から追い越す態勢で北西進中、船長A及び一等航海士Aが、見張りを適切に行っていなかったことから、B船がC船をえい航していることに気付かず航行し、C船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船引船列は、田代島西方沖を北西進中、次席一等航海士Bが、見張りを適切に行っていなかったことから、正船尾方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、田代島西方沖において、A船がB船引船列を正船尾方から追い越す態勢で北西進中、B船引船列が北西進中、船長A及び一等航海士A並びに次席一等航海士Bが見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船橋当直者は、目視だけではなくレーダー監視を行うなどのその時の状況に適したあらゆる手段により、常時、見張りを適切に行うこと。